

その二

### 公共施設の管理者等に関する事項

種 別	番 号	概 要			管 理 者	用地の 帰 属	摘 要
		幅員・寸法	延 長 m	面 積 m <sup>2</sup>			

備 考

- 1 番号は、施設の種別別に付すこと。
- 2 公共施設の次に公益施設を記載すること。
- 3 公共施設の摘要には、（新設）（付け替え）（拡巾）の別を記載し、新設以外の場合は、従前の施設の概要及び管理者を記載すること。